	尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○○四○
	ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・一一
三	ふんの天日乾燥による管理	○・○○一四
鶏	ふんの火力乾燥又は炭化処理による管理	○
	採卵鶏のふんの堆積発酵による管理	○・○○一三
	ブロイラーのふんの堆積発酵による管理	○・○○○二○
	ふんの焼却による管理	○・○○四○
	採卵鶏のふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・○○一三
	ブロイラーのふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・○○○二○
	ふんの強制発酵による管理	○・○○○八○
	採卵鶏のふんのメタン発酵による管理	○・○○一三
	ブロイラーのふんのメタン発酵による管理	○・○○○二○
	ふんの天日乾燥、火力乾燥、炭化処理、堆積発酵、焼却、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○○四○

	尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○三九
	ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○四五
三	ふんの天日乾燥による管理	○・○○五二
鶏	ふんの火力乾燥又は炭化処理による管理	○・○三一
	採卵鶏のふんの堆積発酵による管理	○・○○八五
	ブロイラーのふんの堆積発酵による管理	○・○○一三
	ふんの焼却による管理	○・○○一六
	採卵鶏のふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・○○八五
	ブロイラーのふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・○三一
	ふんの強制発酵による管理	○・○○二五
	採卵鶏のふんのメタン発酵による管理	○・○○八五
	ブロイラーのふんのメタン発酵による管理	○・○○一三
	ふんの天日乾燥、火力乾燥、炭化処理、堆積発酵、焼却、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○○四○

別表第八を次のように改める。

別表第八（第四条及び第五条関係）

一	水稲、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、さとうきび、野菜類その他の作物（二の項に掲げるものを除く。）	○・○○二二	○・○○○五六
二	麦類	○・○○二四	○・○○○○六三

別表第九を次のように改める。

別表第九（第四条関係）

一	食物くず（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一五
二	食物くず（一の項に掲げるものを除く。）	○・○七二
三	紙くず（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一四
四	紙くず（三の項に掲げるものを除く。）	○・○六八
五	繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一五
六	繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥（五の項に掲げるものを除く。）	○・○七五
七	消化設備に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一○
八	消化設備に係る汚泥（七の項に掲げるものを除く。）	○・○五○
九	下水汚泥（消化設備に係る汚泥を除く。一〇の項において同じ。）、し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一三
一○	下水汚泥、し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（九の項に掲げるものを除く。）	○・○六七
一一	浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。以下同じ。）に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・○二○
一二	浄水施設に係る汚泥（一一の項に掲げるものを除く。）	○・○一○

別表第十一を削り、別表第十を別表第十一とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第十（第四条及び第五条関係）

一	連続燃焼式焼却施設	○・○○○○二六
二	准連続燃焼式焼却施設	○・○○○○二一
三	バッチ燃焼式焼却施設	○・○○○○一一
四	ガス化溶融施設	○・○○○○○六九

別表第十二を次のように改める。

別表第十二（第四条及び第五条関係）

一	し尿処理施設（し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。）	○・○○○○六二
二	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）とみなされたもの	○・○○○四六
三	合併処理浄化槽（性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去を行う性能を有するものに限る。）	○・○○一○
四	合併処理浄化槽（三の項に掲げるものを除き、性能評価型のものに限る。）	○・○○二○
五	合併処理浄化槽（構造例示型のものに限る。）	○・○○二五
六	くみ取便所の便槽	○・○○○○六二

一	○・○○○○四八	
二	○・○○○○三九	
三	○・○○一二	
四	○・○○○○五五	
五	○・○○○○七二	
六	○・○○○○○二二	